

発議第9号

静岡市議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を下記のとおり提出する。

令和3年12月15日

提出者

天野正剛	市川 正	児嶋喜彦	小山 悟	宮城島史人	長沼滋雄	浜田佑介
白濱史教	山本昌輝	鈴木直人	高木 強	杉本 護	稲葉寛之	加藤博男
長島 強	宮澤圭輔	石井孝治	堀 努	島 直也	寺澤 潤	平井正樹
尾崎行雄	寺尾 昭	後藤哲朗	山梨 渉	大石直樹	栗田裕之	風間重樹
宮城展代	池谷大輔	畑田 響	福地 健	望月俊明	大村一雄	松谷 清
内田隆典	佐藤成子	井上智仁	山本彰彦	安竹信男	白鳥 実	丹沢卓久
繁田和三	山根田鶴子	遠藤裕孝	石上顕太郎	井上恒彌	鈴木和彦	

静岡市議会委員会条例の一部を改正する条例

静岡市議会委員会条例（平成15年静岡市条例第320号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項中「事故のため欠席するとき」を「公務、疾病、自己又は配偶者の出産、育児、看護、介護その他のやむを得ない事由のため欠席するとき（次項の規定により欠席届を提出している場合を除く。）は」に改め、同条第2項中「疾病、出産その他の理由により一定期間欠席するときは」を「自己の出産により一定期間欠席するときは、出産予定日の8週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間の範囲内において、その期間を明らかにして」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。